



社協だより



認定こども園運動会

岩瀬東部認定こども園



岩瀬認定こども園

令和 3 年度

第 3 号

令和 3 年 11 月 1 日発行

編集・発行 社会福祉法人桜川市社会福祉協議会

岩瀬本所 〒309-1223 茨城県桜川市鉾田 612 番地 (岩瀬福祉センター内)
TEL 0296-76-1357 FAX 0296-76-2961

真壁支所 〒300-4406 茨城県桜川市真壁町山尾 604 番地 1 (真壁福祉センター内)
TEL 0296-54-2361 FAX 0296-54-2441

桜川市社協ホームページ <http://www.sakuragawa-syakyo.com>



県老人クラブ大会表彰



9月16日、第60回茨城県老人クラブ大会がザ・ヒロサワ・シティ会館（県民文化センター）で開催を予定されていましたが、大会は中止となりました。なお、桜川市からは4名の方が表彰されています。

例年この大会では、これまで永年にわたり高齢者福祉の発展に寄与された方々を表彰するとともに、福祉の在り方を考える場として開催されています。

●茨城県知事 感謝状受賞者

舘野 義久（青木いなほ会高齢者クラブ）
大塚 貞子（大塚新田高齢者クラブ）
永田 幸男（大月友の会高齢者クラブ）

●茨城県老人クラブ連合会 会長表彰受賞者

斎川 芳男（久原高齢者クラブ）



舘野 義久さん



大塚 貞子さん



永田 幸男さん



斎川 芳男さん



いばらき災害ボランティア登録募集について



災害ボランティア活動を迅速かつ円滑に行えるよう、茨城県災害ボランティア登録を令和3年9月17日より開始しています

○登録対象者：15歳以上

- * 登録にはメールアドレスが必要です
- * 県外在住の方も登録できます
- * 登録は自動継続しないので、毎年度登録の更新が必要です

登録いただいた方には災害ボランティア活動に役立つ情報を発信します

【平時は・・・】

- ・ 災害ボランティア関連イベント情報など

【災害時には・・・】

- ・ 災害ボランティアセンター開設情報の発信
- ・ 災害ボランティア募集開始情報の発信など

【問い合わせ】

茨城県保健福祉部福祉指導課（災害ボランティア担当）

T E L : 029-301-3157

E-mail : fukushi1@pref.ibaraki.lg.jp

登録は
こちらから▶



令和3年度 歳末たすけあい募金にご協力をお願いします

・実施期間

12月1日（水）～12月28日（火）

・募金方法

◎戸別募金 1世帯 200円

各行政区よりご協力願います

◎一般募金（個人・団体・法人等）

・納入・取扱先

桜川市社会福祉協議会本所及び支所

今年も12月1日より共同募金運動の一環として『歳末たすけあい募金』が始まります。

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らすことができるよう皆様のご協力をお願い申し上げます。

※ ご協力いただきました方には、後日『社協だより』にお名前を掲載させていただく予定ですが、「匿名」を希望される方は、本会までご連絡ください。

令和3年度 歳末見舞金申請のご案内

歳末たすけあい募金として、皆様からいただいた募金は、『歳末見舞金』として、下記の条件に該当する方に配分を予定しております。

なお、個人情報保護法に基づき自己申請を原則といたしますが、民生委員による代理申請も受け付けいたします。

〔申請期間〕 令和3年11月1日（月）～11月30日（火）厳守

※土・日・祝日を除きます。

〔受付時間〕 午前8時30分～午後5時15分まで

※申請できる方（下記の要件を満たすことが必要です。）

①桜川市内に居住し、住民税が非課税の世帯。

②下記のいずれかに該当すること。



対 象 者	条 件	添 付 書 類	申 請 方 法
(1)養育者家庭	両親とも不在の18歳未満の子を養育している世帯	_____	・自己申請
(2)ひとり親家庭	ひとり親が18歳未満の子を養育している世帯	・ひとり親であることの証明書 (児童扶養手当証書のコピー)	・自己申請
(3)重度心身障害児(者) 重度身体障害児(者)	障害者手帳1・2級保持者または療育手帳A・ ④保持者のいる世帯	・障害者手帳、又は療育手帳のコピー	・自己申請 ・民生委員代理申請
(4)ひとり暮らし高齢者	70歳以上で単身生活をしている方	_____	・自己申請 ・民生委員代理申請
(5)高齢者世帯	70歳以上の高齢者だけで生活している世帯	_____	・自己申請 ・民生委員代理申請
(6)ねたきり高齢者	70歳以上で、在宅において要介護認定4、 又は5の方がいる世帯	・介護保険証のコピー	・自己申請 ・民生委員代理申請
(7)要保護世帯 及び準要保護世帯	生活保護の対象にはならないが、それに準 ずると認められる世帯	_____	・自己申請 ・民生委員代理申請

〔申請場所・問い合わせ先〕 桜川市社会福祉協議会

岩瀬本所 桜川市鉾田612番地（岩瀬福祉センター内）

☎ 0296 (76) 1357

真壁支所 桜川市真壁町山尾604番地1（真壁福祉センター内）

☎ 0296 (54) 2361

* 申請書は桜川市社協岩瀬本所及び真壁支所窓口にございます。添付書類・印鑑持参のうえ申請してください。電話での受付はいたしません。

* 所得課税証明書の添付は必要ありません。ただし、市役所税務課で条件に合うかどうかの確認をさせていただきますのでご了承ください。なお、基準日は令和3年10月1日とさせていただきます。

* 条件にある70歳とは、昭和27年4月1日以前にお生まれの方です。

※（敬称略・順不同）

社会福祉協議会は、たくさんの皆様のご支援ご協力を得て、福祉の向上に取り組んでいます。

◎ 物品等預託（ブルタブ、使用済切手、エコキャップ等）

青木アイ子/石嶋一夫/伊東啓子/岩瀬プリンス電機(株)/エンケイマカベ(株)/上城地区/小林仁/小松電設工業(株)/桜川市地域女性会/桜川市やまとなでしこクラブ/さざんか荘/さつき荘/白井地区/(株)デジタル印刷/匿名/富谷高齢者クラブ/中井崇/仁平美江子/野口文子/羽黒石材工業(株)/古橋千代/保坂まさ子/堀智恵子/真壁石材協同組合/三上めぐみ/宮寄幸子/渡辺勝之/(株)マカベ/有中野モータース

◎ 現金預託

寄贈者名	金 額
真壁福祉センター趣味講座 月曜陶芸	26,700 円
匿名	5,000 円

皆様からお寄せいただいた金銭及びブルタブ等は、福祉事業に活用させていただきます。

その他の物品は必要とされる事業や市内の福祉施設などに配分いたします。

☆ご協力ありがとうございます☆

桜川市生活支援体制整備事業 「さくらいふ」

10月14日、県央地区こども食堂交流会がリモートにて開催され、さくらいふ各協議体から、代表者が参加しました。

講師の松田妙子氏より、「コロナ禍の家族」をテーマに、こどもへの食糧支援やこどもの居場所支援についてご講演いただき、事例発表やグループワークで「今だから出来ること」について意見交換を行いました。



桜川市生活支援体制整備事業（通称：さくらいふ）とは？

住民同士が各地域の課題解決に向けた取組に向けて、「話し合いの場（協議体）」を設置し、支え合いの仕組みづくりを推進しています。

地域の支え合い活動に興味のある方、ぜひ社協までお問い合わせください。

さくらいふ
SakuLife

就労支援センター「時計台」

「時計台」では、春夏・秋冬の年2回、花の栽培を行っております。栽培した花は、時計台、岩瀬・真壁福祉センターで予約及び直販売します。今年度からは加波山市場でも販売させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

また、「時計台」では、相談支援事業所を併設し、各種相談、通所者の募集等も行っておりますので、気軽にご連絡ください。



花の販売状況は、時計台にご確認ください。



就労支援センター「時計台」

☎ 0296-75-1328